## 第5号議案 付録書 D「懲戒手続き」の制定について(承認)

長年の懸念事項であった付録書 D を提案する。(添付:付録書 D 懲戒手続き)
IYENGAR YOGA ASSOCIATION CONSTITUTION GUIDE 2009 年の Appendix D に対応するものであり、日本の会則に付け加えるものとして提案する。

#### ■今後の予定

付録書Dは会則の一部をなすものであり、制定プロセスは会則に従う。

「会則 23 条 本会則は、総会において投票総数の 4 分の 3 以上の賛成を得、会長の承認を得なければ、これを改正することはできない。|

総会で投票総数の4分の3以上の賛成を得た後、RIMYI(会長)に提出し、承認を求める。具体的には、全文の逐語訳としての英文を示す、または元の英文に合致した内容であるとして概要のみ説明する。いずれの場合でも、日本での制定が遅れた経緯を説明した上で、承認を求める。以上を予定している。

本来は、会則に付け加えるにあたり、制定日、施行日を含めて提案するべきであるが、 会長の承認を得るために要する日数の目途が立っていないので、制定日、施行日を決定 することができない。会長の承認が得られ次第、制定、施行とする予定である。その点、 ご寛恕を願いたい。

## ■2023 年総会での経緯

2023年の総会議案書より

②付録書 D の制定について

当協会の実情に沿う形での制定について、引き続き検討していく。

2023年の総会議事録より

【意見1 続き】P5~6「付 D」に関してですが、「2018 年 8月、付 D日本語試訳確認委員会を立ち上げ試訳の確認を終えた。」ことが 14 回総会議案書に記載されていますが、その後 16 回総会で「実情に沿う形での制定について引き続き検討していく。」 2022 年 7 月 28 日「~理事会で協議していきたい。」と記載されています。「試訳の確認」の意は、2004 年本部からの指針に変更がないかどうかの確認を終えられたことのようですが、その後は懸案事項のまま今日に至っているように見えます。

【回答】付録書 D 制定は日々の忙しさで、後回しになってしまったのが実情です。これから、残りの任期で制定できるようにしていきたいと思います。この意見を書いてくださった方には、是非一緒に考えていって欲しいと願います。

### ■その後の経緯

2023/8月 総会で付録書 D 制定の必要性が改めて認識され、9 期理事が対応を約束した。

2023/10 月 9期第5回理事会で、付録書 D 起草委員会を立ち上げる事を決定した。 2023/10 月から 2024/6 月 付録書 D 起草委員会が活動

具体的には、2018 年 8 月、付録書 D 日本語試訳確認委員会による試訳を土台として、 修正し作成した。

付録書 D 起草委員会とは、9 期理事より 2 名選出 (理事長と副理事)、指導員養成委員会から 1 名、一般会員から 1 名の計 4 名で活動した。

2024/6 月 付録書 D 起草委員会により「付録書 D の決定稿」が 10 期理事へと提案 された。

2024/6-7月 10 期理事は、顧問弁護士に決定稿を相談した。ルール文書における定型的日本語表現などについて助言を得た。

10 期理事は、付録書 D 起草委員会の提案した決定稿の実質的な内容は変えずに、弁護士の意見を含め、会則などと用語の齟齬がないか等の観点から検討し、修正した。

2024/7月 10期理事の承認を得た。

# 付録書 D 懲戒手続き

## 苦情

1) 誰でも書面で、協会員の行動について理事長に苦情を申し出ることができる。

### 懲戒措置の根拠

- 2) 会員が協会員として相応しくない行動をとったとみなされたならば、懲戒措置の根拠となりうる。相応しくない行動とは下記の通り定義される。
  - a) 粗雑または危険な教え方をした。
  - b) 許可されているシラバス指導法の範囲を超えた。
  - c) 日本アイアンガーヨガ協会以外のヨガシラバス指導法を使用した。
  - d) 日本アイアンガーヨガ協会のシラバス指導法を他の方法論及び、または流派と混合した。
  - e) プーナの RIMYI が随時、発布し有効である指針に違反した。
  - f) B.K.S.アイアンガーの方法論、協会もしくは会員の信用を傷つける可能性のある行 為をした、或いは行動を取った。

## 調査委員会の任命

3) 第2項に基づく苦情を受理した場合、または同項に基づく調査が正当であると考えられる事実または問題に気づいた場合、理事長は調査委員3名(該当問題に個人的に利害関係のない者)を任命し、調査委員会を立ち上げ、問題を更に検討するものとする。

## 調査委員会の義務と権限

- 4) 調査委員会は、問題の事実と状況の把握のため、適切と考えられるあらゆる手段を駆使し調査を行う。この調査には、該当会員への直接の事情聴取も含む。この事情聴取により、該当会員は懲戒手続きに関連した問題が提起されたことを知ることとなる。
- 5) 調査委員会が、該当会員が同人に対する申立の理由を完全に理解する必要性を考慮にいれても、苦情申立人の身元を特定すべきでないと決定する場合を除き、いかなる場合でも苦情申立人の身元は、該当会員に知らせなければならない。
- 6) 適切な初期調査の結果、調査委員会が懲戒措置に該当するに足る一応の証拠がないと決定した場合、調査委員会は理事長、及び総務委員に報告する。総務委員はその報告が適切であると判断した場合、苦情申立人にその決定を書面にて通知をする。
- 7) 総務委員は同時に(調査委員会が該当会員に関する案件を検討していると当事者である 該当会員が認識した場合)、該当会員にその決定について書面で通知する。
- 8) 一方、適切な初期調査の結果、調査委員会が懲戒措置に足る一応の証拠があると判断した場合、調査委員会は理事長及び総務委員に懲戒措置の方針を提案し、総務委員は該当会員に対し下記の事項について書面で通知する。
  - a) 苦情を申し立てられた行為。
  - b) 適切な初期調査の結果、調査委員会が懲戒に該当するに足る一応の証拠があると決 定した事実。
  - c) 上記第2項に従い、懲戒措置に関連する根拠を特定する。
  - d) 下記第9項に規定されている1つ以上の懲戒措置方針の提案。
  - e) 懲戒措置方針への同意または不同意の回答を、通知書発行日より 21 日以内に返信 するよう該当会員に要請する。
  - f) 懲戒措置方針の提案に該当会員が同意しない場合、案件は懲戒審査委員会に付託されることを該当会員に勧告する。
  - g) 懲戒措置方針の提案に該当会員が同意しない場合、該当会員に書面審理または聴聞 手続きによる審理のいずれかがよいか、書面で回答するよう求める。
  - h) 期日までに返答がない場合には調査委員会の提案が協会の決定として有効となる ことを該当会員に勧告する。

### 懲戒措置

9) 調査委員会(または以下の第24項に従った懲戒審査委員会)は、問題の本質と深刻さ、

該当会員の性格と過去の記録および関連すると考えられるその他の状況を鑑みて、適切であると思われる懲戒措置を下記方針の中から一つ以上提案(懲戒審査委員会は命令)することができる。

- a) 書面による訓戒または譴責に処す。
- b) 問題行為の継続または繰り返しをしない旨を書面で誓約することを該当会員に要求する。
- c) 適切と考えられる期間の会員権の停止、会員権は停止期間終了後に自動的に復権する。
- d) 適切と考えられる期間の除名、除名期間終了後は会員資格の再申請が出来る。
- 注:上記 c) と d) の場合、停止もしくは除名期間中、有効な指導員認定証は回収されなければならない。
- 10) 該当会員もまた協会も、これら懲戒手続きに関連して発生する相手方の法的費用やその他の費用を支払うよう命じられることはない。

## 該当会員の返答

11) 該当会員が期日までに懲戒措置方針に合意した場合、あるいは返答がない場合は、調査委員会の方針が協会の決定として有効となる。

### 懲戒審査委員会への付託

12) 期日までに該当会員が合意を拒否した場合、理事長は、(該当会員が要求した場合は) 書面で、もしくは聴聞の場で、問題を検討するために懲戒審査委員会を任命する。

#### 懲戒審査委員会の構成

- 13) 懲戒審査委員会は下記の通り、3名で構成される。
  - a) 過去も現在も協会員になったことがない独立構成員
  - b) 理事会もしくは理事長が指名する理事
  - c) その案件の調査委員会に属さない監督者1名
  - 注:b) と c) は共に構成員補佐とする
- 14) 懲戒審査委員会の構成員は該当問題にこれまでにも、またこれからも個人的に関与してはならない。

## 懲戒審査委員会の決定

- 15) 懲戒審査委員会の決定はいずれも、構成員補佐の助言と支援を得て、独立構成員が行うものとする。
- 16) 懲戒審査委員会の決定は全て最終決定で、これら手続きの下で上訴する権利はない。

### 書面による決定

17) 該当会員が聴聞の場ではなく、書面のみで該当案件の処理を要求した場合、懲戒審査委員会は聴聞を開かずにできるだけ早期に決定を行い、その決定及び懲戒措置を該当会員に通知する。

## 懲戒審査委員会の手続き

- 18) 該当会員が聴聞を要求した場合、総務委員は聴聞期日の少なくとも1ヶ月前にその日時と場所を書面で通知する。同時に該当会員には、協会が聴聞で証拠として提出する予定の書類及び召喚する予定である証人本人の陳述書の複写を提供する必要がある。
- 19) 該当会員は遅くとも聴聞期日の7日前までに、聴聞で証拠として提出する予定の書類及び召喚する予定である承認本人の陳述書の複写を協会に提出するよう通知される。
- 20) 懲戒審査委員会における聴聞手順は、懲戒審査委員会が別途指示しない限り、下記の通りに執り行われる。
  - a) 協会もしくは協会代理人或いは理事会が任命した個人による意見陳述。ただし、その個人は調査委員会或いは懲戒審査委員会の構成員補佐以外の者とする。
  - b) 協会が召喚した証人に対する主尋問、続いて該当会員又はその代理人による反対尋問。
  - c) 該当会員もしくはその代理人による意見陳述。
  - d) 該当会員が召喚した証人に対する質問及び協会又は協会代理人による反対尋問。
  - e) 協会もしくは協会代理人による最終弁論。
  - f) 該当会員もしくはその代理人による最終弁論。
- 21) 該当会員と協会は聴聞に法定代理人を立てることができる。
- 22) 証拠に関する民事規則は適用されない。審査委員会は適切と思われる証人、当事者もしくは代理人に質問することができる。

## 該当会員の欠席

23) 該当会員もしくはその代理人が聴聞に出頭しない場合、懲戒審査委員会は、上記第 18 項に従って該当会員に聴聞の通知がされたことを承諾している限り、懲戒審査委員会は 該当会員欠席のまま、審議を進めることができる。

#### 決定

24) 懲戒審査委員会は聴聞終了後、可能な限り速やかに決定を下すものとする。懲戒措置の根拠が認められた場合、上記第 9 項に従って 1 つ以上の懲戒措置を命ずることができる。

### 決定の通知

25) 理事会の総務委員は、可能な限り速やかに懲戒審査委員会の決定を確認する書面を該当会員に送付するものとする。

# 決定の公表

26) 理事会は独自の判断で調査委員会もしくは懲戒審査委員会の決定を公表することができる。